



島根県報

令和2年3月31日(火)

号外第44号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委訓令】

職員の任免発令式の一部改正	(教育庁総務課)	2
島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正	(")	3
教育職員の任免発令式の一部改正	(学校企画課)	3
県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(")	4

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第3号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

別表第1のIの1の(1)及び(2)中 「（島根県公立博物館事務（技術）職員に任命する）を「（島根県公立博物館事務（島根県公立美術館事務（技術）職員に任命する）」

（技術）職員に任命する）」に改め、同表のIの15の2の(1)中「する場合」を「を行う場合」に改め、同表のIの15の2の次に次のように加える。

15の3 会計年度任用

(1) 採用する場合

氏 名

会計年度任用職員（〇〇業務 日額、月額又は時間額〇〇円）として任命する

勤務場所は〇〇課（〇〇〇）とする

任用期間 年 月 日から

年 月 日まで

条件付採用期間 年 月 日から

年 月 日まで

ただし、実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長する

(2) 任期を更新する場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

任期を 年 月 日まで更新する

15の4 臨時的任用

(1) 臨時的任用を行う場合

氏 名

地方公務員法第22条の3の規定に基づく臨時的任用職員として任命する

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇〇号給を給する

〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる

任期は 年 月 日までとする

(2) 任期を更新する場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

臨時的任用の任期を 年 月 日まで更新する

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第4号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会公文書管理規程（平成23年島根県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第3条第1項中「教育次長」を「副教育長」に改める。

別表第1 石見美術館の項を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第5号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第2項第2号中「者及び」を「者並びに」に改め、「昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める者及び同法」を加える。

別表第1（その1）の1に次のように加える。

(3) 会計年度任用

ア 採用する場合

氏 名

会計年度任用職員非常勤講師として任命する

島根県立〇〇高等学校勤務を命ずる

報酬は勤務1時間当たり〇〇〇円とする

任期 〇〇年〇〇月〇〇日から

〇〇年〇〇月〇〇日まで

ただし、任期における勤務時間の合計は〇〇〇時間以内とする

条件付採用期間、その他労働条件については別途交付する労働条件通知書による

イ 任期を更新する場合

職 名 氏 名

任期を ○○年○○月○○日まで更新する

別表第1（その2）の1に次のように加える。

(3) 会計年度任用

ア 採用する場合

氏 名

会計年度任用職員非常勤講師として任命する

○ ○ 市
島根県立○○○学校勤務を命ずる
○○郡○○町（村）

報酬は勤務1時間当たり○○○円とする

任期 ○○年○○月○○日から

○○年○○月○○日まで

ただし、任期における勤務時間の合計は○○○時間以内とする

条件付採用期間、その他労働条件については別途交付する労働条件通知書による

イ 任期を更新する場合

職 名 氏 名

任期を ○○年○○月○○日まで更新する

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第6号

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

目次中「第4章 事故（第38条）」を「第4章 事故（第38条）」に改める。
第5章 補則（第39条・第40条）」

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 「会計年度任用職員」とは、前2号に掲げる職員のうち、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 「非常勤職員システム」とは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により会計年度任用職員の報酬、勤務時間及び休暇等に関する事務を処理するものをいう。

第20条の3第3項中「自己啓発等休業」の次に「及び配偶者同行休業」を加える。

本則に次の1章を加える。

第5章 補則

（適用除外）

第39条 第4条、第9条の2第4項、第9条の3第3項、第10条、第12条第3項、第33条及び第36条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第4条及び第33条の規定は、臨時的任用職員（法第22条の3第1項その他の法令の規定により常時勤務に服することを要する地方公務員の代替として臨時的に任用された職員をいう。）には適用しない。

(特例)

第40条 会計年度任用職員についてこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第1項	県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号。以下本則において「教育職員の休日休暇規則」という。）	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第6号。以下「会計年度勤務時間等規則」という。）第9条において準用する県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号。以下「教育職員の休日休暇規則」という。）
第9条第2項第1号	職員の休日休暇条例第6条 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第12号 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）
第9条第2項第2号	教育職員の休日休暇条例第8条及び職員の休日休暇条例第7条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第13号
第9条第2項第3号	教育職員の休日休暇条例第10条及び職員の休日休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第1号
第9条第2項第4号	教育職員の休日休暇条例第10条及び職員の休日休暇条例第10条	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第2号
第9条第2項第5号	教育職員の休日休暇規則第3条の表第14号の2及び職員の休日休暇規則第3条の表第14号の2	会計年度勤務時間等規則第6条第2項第5号
第34条の2の見出し並びに同条第1項及び第4項	給与等事務システム	非常勤職員システム

様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号

育児休業承認請求書		年 月 日
島根県教育委員会教育長 様		
請求者 所 属		
職 名		
氏 名		Ⓜ
下記のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請 求 に 係 る 子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	
2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認	
	※再度の育児休業、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入 []	
3 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	※再度任用があった場合における再度任用後の請求期間 年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配 偶 者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること（再度の育児休業の請求の場合は不要）。

2 「2 請求内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号。以下「条例」という。）第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の2の3の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）。

3 子の出生前に請求する場合には、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

4 非常勤職員のうち、再度の任用があった場合に、現任期の末日を超えて育児休業をしようとする者は、「3 請求期間」欄の上段に現任期における請求期間を記載し、同欄の下段に再度任用があった場合における再度任用後の請求期間を記入すること。

5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

6 「6 備考」欄には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する

規則第6条第2項第2号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。

7 該当する口にはレ印を記入すること。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。